

障発0409第10号
平成27年4月9日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の実施について

平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉障害施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議や「障害者の地域生活の推進に関する検討会」での議論を踏まえ、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の整備について進めることとし、第4期障害福祉計画において、拠点等を各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1つ整備することとしている。

このため、拠点等の整備が促進されるよう、モデル事業を実施することとし、今般、別紙のとおり「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から実施することとしたので通知する。

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業実施要綱

1 目的

この事業は、障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害児者の地域生活支援を推進する観点から、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していくことを目的にモデル事業を実施し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図るとともに、モデル事業の成果を全国に周知していくことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村による実施が困難な場合等について、複数の市町村が共同して実施主体となる又は市町村との協力により都道府県が実施主体となることができるものとする。

また、事業の一部を社会福祉法人又は特定非営利活動法人等（以下「団体等」という。）に委託することができるものとする。この場合において、実施主体は、団体等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むとともに、団体等から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業内容等

地域において（１）に定める機能の強化を図るため、各地域内でそれらの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備や地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「面的な体制」という。）等を整備することを目的とし、その立ち上げ支援のため次の（２）の事業のうち必要な事業（①は必須とする。）を実施する。

（１）必要な機能について

地域生活支援拠点及び面的な体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）の整備に当たっては、既に地域にある機能を含め、次の５つの機能全てを設けるものとする。

① 相談

地域移行支援や地域定着支援による常時の連絡体制や緊急の事態等の相談支援、親元からの自立等に当たっての相談や地域での暮らしの相談等、

障害児者やその家族からの相談に応じる機能

② 体験の機会・場

地域移行や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能

③ 緊急時の受け入れ・対応

地域で生活する障害児者の急な体調不良や、介護者又は保護者の急病等の場合に備え、短期入所等における緊急受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢になった障害者への対応について専門的な対応を行うことができる体制の確保やそのような支援を行うことができる専門的な人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

コーディネーターの配置等により地域の障害児者の様々なニーズに対応できるサービス提供や、それらを提供できる地域の体制整備等を行う機能

(2) 事業内容

① 準備委員会の開催

地域生活支援拠点等の立ち上げに当たり、市町村、障害福祉サービス事業者、社会福祉協議会、地域の関係団体、医療機関、当事者又はその家族等を構成員とする準備委員会を開催し、地域の現状分析や必要な機能の整理、地域生活支援拠点等の整備の方針等について検討を行う。なお、協議会等の既存の会議を活用して開催しても差し支えない。

② 専門家の招聘

地域生活支援拠点等の立ち上げや運営に向け、専門的な知見を得るため、障害福祉に関して専門性を有する有識者を招聘する。

③ 関係者への研修・説明会の開催

地域生活支援拠点等の運営に当たって、運営方針や運営上の課題、その解決策等を関係者間で共有、検討するため、関係すると想定される障害福祉サービス事業者や医療機関等が参加する研修会や勉強会等の開催を行うとともに、地域住民や当事者への説明会を開催する。

- ④ その他地域生活支援拠点等の立ち上げ準備に必要な事業
その他地域生活支援拠点等の立ち上げが円滑に行われるよう、その準備に当たって必要な事業を行う。

4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

5 留意事項

- (1) 本事業の国庫補助対象には、別に国庫補助がなされているものは含まれないものとする。
- (2) 厚生労働省が事業実施期間中に必要に応じて開催する、実施主体相互の意見交換や情報交換の場に参加すること。
- (3) 事業実施内容及び成果について、事業終了後速やかに厚生労働省に報告すること。
- (4) 本事業で得られた成果について、他市町村等への周知に協力すること。